

第1編

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づいて創設された「低炭素建築物新築等計画の認定制度」のための認定基準等

本編においては、国土交通省、経済産業省の両省及び環境省を加えた3省が設置し、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所の研究者が参画した委員会等（総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準等小委員会、中央環境審議会地球環境部会低炭素建築物に関する専門委員会 など）において取りまとめられた、平成24年12月公布の、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づいて創設された「低炭素建築物新築等計画の認定制度」のための認定基準(低炭素法に基づく告示)等を掲載している。これらの技術基準には両研究所が、関係する機関や学識経験者等との連携等によりこれまで蓄積してきた研究成果(平成13年度以降の自立循環型住宅技術開発に関する一連の研究、一般社団法人日本サステナブル建築協会における調査研究との連携による算定ロジックのプログラム化、独立行政法人建築研究所と国土交通省建築基準整備促進事業の事業主体との共同研究によるエネルギー消費量計算の前提となる建物や室の使用条件及び設備機器の実使用条件下におけるエネルギー効率情報取得など)が反映されている。

本資料第2編の「設計一次エネルギー消費量算定プログラム解説(住宅編)」及び、別資料として同時に刊行される「住宅・建築物の省エネルギー告示(平成24年12月改正)等関係技術資料—設計一次エネルギー消費量算定プログラム解説(建築物編)—」は、これらの技術基準に基づく一次エネルギー消費量算定のためのプログラムの解説である。(それぞれ、戸建住宅、業務用建築物等(共同住宅を含む)を対象としている。)

掲載する技術基準等一覧

- 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

その他関連する法令・規則等

- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第13条に基づき、低炭素建築部の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める告示